

学童保育所利用料を助成します

須恵町では、学童保育所を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、助成対象となる世帯に対して利用料の一部を助成します。



▼ 対象となる世帯

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 市町村民税が非課税の世帯

▼ 助成内容

学童保育所に支払った利用料を、次のとおり助成します。

※利用料には、おやつ代・入会金・年会費・行事費・教材費などは含まれません。

対象世帯	助成額	備考
① 生活保護受給世帯	利用料の100% (月5,000円を限度)	就労に伴う必要経費として控除される額は除きます。
② 市町村民税非課税世帯	利用料の50% (月2,500円を限度)	別世帯でも同一住所に住む親族や同居人、同一住所に住民登録はないが、生計を一にする親族や同居人も非課税であるかの判定対象者としてします。

助成を受けるための手続き

9月末ごろに学童在籍のお子さんへ学童保育所を通して案内チラシをお配りしています。対象となる世帯は、役場子育て支援課窓口へ必要書類を提出してください。

▼ 必要書類など

- 須恵町学童保育所利用料助成金交付申請書(役場子育て支援課窓口へ備え付けています。)
- 助成金振込先口座の通帳のコピー(口座名義・口座番号がわかるページをコピーしてください。)
- 生活保護受給証明書(生活保護受給世帯のみ)
- 学童利用料の支払いが確認できるもの

例：口座引落としの場合は通帳のコピーなど

注 通帳の表紙と助成対象月に引落とされたことがわかるすべての月の部分が必要です。関係のない部分は、マジックで黒塗りするなどしてください。

▼ 提出先

須恵町役場 子育て支援課

※各学童保育所(ビスケットクラブ)では受け付けていません。

▼ 申請時期

① 生活保護受給世帯の人

令和4年4月～令和5年3月分 ⇒ 令和4年10月3日(月)～10月31日(月)に申請

※令和5年3月ごろ、申請以降の10～3月分の利用料支払いが確認できる書類の提出を依頼します。

② 市町村民税非課税世帯の人

令和4年4月～令和4年9月分 ⇒ 令和4年10月3日(月)～10月31日(月)に申請

令和4年10月～令和5年3月分 ⇒ 令和5年3月8日(水)～3月31日(金)に申請

▼ 助成方法

提出された申請書の審査終了後、助成金額は決定通知書でお知らせします。

決定した助成金は保護者名義の口座へ振り込みます。詳細は決定通知書をご確認ください。

問 子育て支援課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線150)

手続きはお済みですか？

幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金の申請について 令和4年7月～9月分

次の利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	締め切り
① 届出保育施設の利用料	7～9月分利用料償還払いの申請	
② 私立幼稚園の預かり保育利用料		
③ 認定こども園1号の預かり保育利用料		
④ 待機児童支援助成金	7～9月分の助成金申請	申請書提出締め切り 10月31日(月)

※申請の対象かどうかわからないなどご不明な点がございましたら、子育て支援課へお問い合わせください。

問 子育て支援課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152・154)

ひとり親サポートセンターを利用しませんか？

ひとり親サポートセンターでは、ひとり親家庭を対象にハローワークなどと連携した就業支援や養育費相談などを行なっています。支援を希望する人は、お気軽にお電話ください。



▼ 就業支援

来所相談と出張相談(各市町村役場など) 随時受付

▼ 養育費相談

電話相談(※離婚協議中の人をご相談ください。)

相談内容によって弁護士相談クーポン(1時間無料相談券)を発行します。

▼ 無料弁護士相談(要予約)

来所相談：先着順(1日につき4人まで)

日 時：毎月第1水曜 13時～15時

毎月第2・4水曜 18時30分～20時30分



ホームページはこちら

◆ひとり親サポートセンターでは、各種講習会を開催しています。詳細はホームページをご確認ください。

問 福岡県ひとり親サポートセンター ☎ 584-3931
(〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ)

受付 平日：9時～17時、毎週土曜と第1・第3日曜：9時～16時(祝日、年末年始を除く)